

1. 会 合 名	投資信託法制の見直し等に関する検討ワーキング・グループ（第9回）
2. 日 時	平成26年6月18日（水）10時00分～11時30分
3. 議 案	1. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について 2. 外国投信の交付運用報告書の記載について 3. 外国投信の運用規制について 4. その他
4. 主な内容	1. 外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について 事務局より、外国投信の運用報告書（全体版）の電磁的方法による提供について、資料1－1及び資料1－2に基づき説明が行われた。 2. 外国投信の交付運用報告書の記載について 事務局より、外国投信の交付運用報告書の記載について、資料2に基づき説明が行われた。 3. 外国投信の運用規制について 事務局より、投資信託協会（以下「投信協」という。）の「投資信託等の運用に関する規則案」について資料3別紙1－2に基づき説明が行われた。 続いて、投信協より、以下のとおり補足説明があった。 「投資信託の運用に関する規則案」（以下「本規則案」という。）第17条の2第1項の信用リスク管理に係るエクスポージャーの「一の者」とは、連結ベースではなく、リーガル・エンティティベースを想定している。 また、本規則案第17条の2第5項において証券化商品について規定しているが、当該規定の意味するところは、本規定の適用を受ける証券化商品は倒産隔離をしているものに限られ、当該証券化商品の発行体の投資対象が分散されているかを確認しなければならないというものである。したがって、ある商品に集中投資する仕組債に集中投資するファンドの組成は今後困難となる。仮に仕組債に投資するファンドを組成するとすれば、10以上の発行体から発行された仕組債に分散投資するか、倒産隔離された上で分散投資された仕組債を投資対象とすることとしないこととなる。 最後に、信用リスク集中に係る規制に関し、国内の既存ファンドについては5年間の経過措置期間が設けられることとなっているため、当該規制に抵触する可能性のある国内の既存ファンドについては、運用方針

を変えていただく等の対応をしていただくこととなると想定される。

(主な意見等)

- ・ 上場 E T N も信用リスク集中に係る規制の影響を受けるのか。(事務局)

⇒ 上場 E T N は信用リスク集中に係る規制の影響を受けない。(投信協)

- ・ 「信用リスク集中回避のための投資制限に係るガイドライン案」(以下「信用リスクガイドライン案」という。)(6)において分散投資規制に関する投資信託約款の保有制限の記載例が示されており、また「デリバティブ取引に係る投資制限に関するガイドライン案」(以下「デリバティブガイドライン案」という。)(4)においては、デリバティブ取引等の管理方法について投資信託約款に記載するものとする明瞭に規定されている。これらの規定は、運用規制の観点から投資信託約款の変更等の対応を求めているとの理解で良いか。(主査)

⇒ 信用リスクガイドライン案の記載例については、そもそもファンドに投資制限を設けた場合には投資信託約款に記載しなければならない旨の規定が法令に存在するため、投信協の規則において投資信託約款への記載義務を示している訳ではない。当該記載例は、今回の規則改正等への対応のために投資制限を加える際、投資信託約款にどのように記載すれば法令の要件を満たすかどうかを示したものである。

他方で、デリバティブガイドライン案の規定については、元々個別の銘柄に対して先物取引を行う等といった場合には法令上でも投資信託約款に記載を求めているが、デリバティブ取引の総量規制については記載の必要性が曖昧だったため、今回ガイドラインに規定することとなったものである。(投信協)

- ・ 外国投信のデリバティブ規制については、既存ファンドがデリバティブ規制を満たしているかどうかを誰が確認しなければならないのかという問題がある。一義的には既存ファンドの管理会社及びその国内代理人に確認義務があると思われるが、デリバティブ規制が「外国証券の取引に関する規則の選別基準等」(以下「選別基準等」という。)に盛り込まれることとなれば、デリバティブ規制を満たさないファンドを取扱った代行協会員も規則違反となってしまう可能性も否定できない。ただし、12月の施行に向けて、取扱いのあるファンドについて全て確認していくとなると、会社によっては100以上のファンドを取扱っていることから、相当な負担が予想される。したがって、代行

協会員としてどこまで確認が可能であり、当該規制に対してどのような対応ができるのか、各社で御検討いただき、御意見をお寄せいただきたい。（事務局）

上記意見交換の後、事務局より、外国投信の運用規制に係る対応案について、資料３に基づき説明が行われた。

（主査の補足説明）

運用規制に関し、国内投信においては、投資運用業に関する禁止行為の規定が内閣府令で定められているため、国内の運用業者が当該規定を遵守するように投資信託約款に定めることとするといった対応は可能だが、外国投信においては、管理会社も運用会社も法規制も国籍がバラバラであり、国内投信と同様の対応とすることは困難な面がある。他方で、金融庁からは、外国投信についても国内投信の規制とイコールフットィングとするように要請されている。対応案としては、選別基準等に国内投信の規制に類似した規制を設けることが考えられるが、管理会社に当該規制への対応をお願いしなければならないといったハードルがある点も踏まえ、外国の法制において同様の規制があれば、それを準用するということも考えられる。対応案については、事務局より、今後意見照会をさせていただくこととしたい。

また、外国投信には大きく分けて２種類あり、一つは国内販売向けに設定されたファンドであり、その場合には、日本の運用会社の関連会社が運用を担っているケースも多い。これについては、当該関連会社に対応を依頼することができ、比較的対応はしやすいと考えている。一方で、海外でも販売されているファンドを日本に持ち込んで販売しているケースにおいては、日本の規制への対応をお願いしても対応してもらえないケースが多々生じてくると考えられるところ、具体的にどのような点で障害が出てくるのか等について、御意見をお寄せいただきたい。特にデリバティブ規制については、外国投信の実務面を考慮するとある程度の経過措置期間を設ける必要があると考えており、今後の検討を進めていく上で有用な御意見をいただきたいと考えている。

（主な意見等）

- ・ 既存ファンドについてもデリバティブ規制の経過措置は重要な問題であるが、新設ファンドの対応も重要な問題である。新規則の施行が今年の１２月１日となった場合、１２月から販売開始予定のファンドについて、現行の基準でファンドの設定準備を進め、後から運用規制が

	追加されてしまうと、当該規制を運用方針等に盛り込めなくなってしまうケースも考えられることから、スピード感を持って対応案を示していただきたい。（委員等） ⇒ 御指摘の点は承知しているので、スピード感をもって対応するよう心掛けたい。また対応案については、本ワーキングのメンバーに限らず、できるだけ広く周知していきたいと考えている。（事務局） 4. その他 今後の検討スケジュールについて、事務局より説明があった。 以 上
5. そ の 他	※本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問い合わせ先	公社債・金融商品部（０３－３６６７－８５１４）